この書簡は、ひとしく正文であるアラビア語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千二十四年十二月十七日に東京で

エジプト・アラブ共和国
計画・経済開発・国際協力大臣　ラニア・アルマシャート

日本国外務副大臣　藤井比早之殿

○外務省告示第二百三十二号

令和八年五月二十八日に東京で、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与等の限度額　三億五千六百万円
3　贈与等の供与期限　令和十六年十二月三十一日
4　署名者

日　本　側　遠藤和也在フィリピン大使

フィリピン側　マリア・テレサ・P・ラザロ外務大臣

令和八年七月十五日

○外務省告示第二百三十三号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第一号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和八年七月十五日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年六月二十二日
発行年月日　令和八年三月二十四日
旅券番号　TM二三九二八九九

○農林水産省告示第九百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市及位字山梨子二、四、四の一、四の二、四の四、一五、一六、一八から二〇まで、二四、二六の一、二八、二九の一、二九の二、三〇の一、三一の一、三一の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山梨子二・四・四の一・四の二・一五・一八・二〇・二六の一・二八・二九の一・二九の二・三〇の一（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町針生字沖一二五五の一から一二五五の三まで、一七五九の一、一七五九の二、一七六〇から一七六四まで、一七七六の四、一七八一の一から一七八一の三まで、一七八二の一、一七八二の二、一七八三の二、一七八三の三、一七八四の一、一七八四の二、一七八八の一、一七八八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県相馬郡飯舘村大倉字松ケ平四五九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び飯舘村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡棚倉町大字強梨字蟹内九〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県白河市関辺桜久保一の九、一の一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡矢祭町大字山下字満王田四、六三の一、六三の二、六四、六五

二　指定の目的　土砂の流出の防備